

指定就労継続支援B型事業所等の管理者 様

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

目標工賃達成加算の取扱いについて（通知）

日ごろより本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、標記の件について、令和6年6月4日付けで厚生労働省より「目標工賃達成加算」の考え方について、以下の修正があった旨の連絡がありました。

つきましては、令和6年4月1日から目標工賃達成加算を算定している事業所は、修正後の考え方に基づき、再度要件の該当有無について点検してください。最新の算定に係る届出様式（別紙14-41②）は、別添及び市公式HPにも掲載しています。

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1710115066711/index.html>

点検の結果、要件を満たさない場合は、取り下げの届出を行っていただくとともに、既に令和6年4月分の請求を行っている場合は、過誤調整等の手続を行っていただく必要があります。<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1710135840580/index.html>

取り下げの手続きについては、下記のとおりご対応ください。

以上、よろしくお願いいたします。

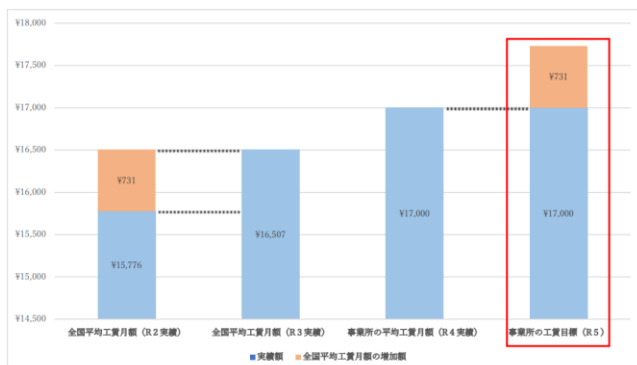
【修正内容】

目標工賃達成加算の対象となる目標工賃を算定するにあたり、用いる全国平均工賃月額 of 年度が修正となります。（令和3、4年度 ⇒ 令和2、3年度へ変更）

【修正後の算定方法】

（例）令和5年度の実績に係る加算を令和6年度に算定する場合

令和5年度における事業所の平均工賃月額（実績）が、17,000円であった場合、全国平均工賃月額（令和3年度実績：16,507円）から全国平均工賃月額（令和2年度実績：15,776円）を引いた額（731円）を加えた17,731円以上の額を工賃目標として立て、当該工賃目標を達成した場合に、加算の算定が可能。



※上記の図は「[「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）」の正誤（その3）について](#)」より抜粋したものです。

<要件を満たさない場合にご提出いただくもの>

様式は次のリンクからダウンロードしてください。

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1710115066711/index.html>

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式14）
 - ※ 変更の内容の前後に「目標工賃達成加算あり」、「目標工賃達成加算なし」とご記入ください。
 - ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ※ なお、点検の結果、引き続き要件を満たす場合は、障がい福祉課への連絡及び改めでの届出や既に届出いただいた書類の差替え等は不要ですが、点検結果を事業所に保管していただきますようお願いいたします。
- ※ また、今回の算定方法の修正に伴い、工賃向上計画の修正が必要となる場合は、福島県障がい福祉課にご連絡ください。

<提出先>

下記のメールアドレスに上記書類を添付のうえ、送付してください。

なお、件名は「目標工賃達成加算の取下げについて（〇〇事業所）←事業所名を記載」と記載してください。

送付先：shogaifukushi@city.iwaki.lg.jp

【事務担当】いわき市障がい福祉課事業係（電話 22-7486）